

監 第 10094-1 号
令和 7 年 1 月 31 日

藤井寺市長 岡田 一樹 様
藤井寺市議会議員 片山 敬子 様

藤井寺市監査委員 服部 隆行
藤井寺市監査委員 畑 謙太郎

監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を提出する。

令和6年度 定期監査報告書

1. 監査対象機関

危機管理室

2. 監査対象事務

令和6年度における財務に関する事務及び行政事務の執行

（財政的援助に係るものについては令和5年度及び令和6年度に関する事務）

3. 監 査 期 間

令和6年10月～令和7年1月30日

4. 監査の着眼点及び実施内容

藤井寺市監査基準に基づき、危機管理室所管の財務事務等の執行が、法令等に従い行われているかどうかの確認を主眼として、あらかじめ事務概要書と関係資料の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類を抽出して調査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

5. 監査の結果

危機管理室の財務事務等の執行は、関係法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められたが、次のように改善を要する事項が一部見受けられたので、それぞれ必要な措置を講ずるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

また、改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を別紙様式（改善を要する事項に係る調書）により通知されたい。

危機管理室 改善を要する事項

<危機管理室>

指摘事項

- ① 藤井寺市防犯委員会事業の起案文書において、予算執行額が50万円以上100万円以下の負担金補助及び交付金については、最終決裁者が室長となっているが、次長（危機管理監）の専決事項である。藤井寺市事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ② 情報公開の決定の起案文書において、最終決裁者が室長となっているが、危機管理監の専決事項である。藤井寺市事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 令和6年度羽曳野警察署管内防犯協議会事業及び令和5年度三ツ山地区への藤井寺市街頭防犯カメラ設置等事業の起案文書において、予算執行額が100万円以上の負担金補助及び交付金については、行財政管理課長の合議決裁を受けなければならないとされているが、同課長の合議決裁が未決となっている。藤井寺市事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ④ 藤井寺市自主防災組織防災訓練事業の起案文書において、資金前渡については、行財政管理課長の合議決裁を受けなければならないとされているが、同課長の合議決裁が未決となっている。藤井寺市事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。